

ファクトシート  
仮投票

2002 年米国投票支援法 (Help America Vote Act-HAVA)

2002 年米国投票支援法 (題 III, 302 節) では、各州に 2004 年 1 月 1 日までに仮投票処置を実施するよう要請しています。選挙人名簿に記載されていない人物が登録手続きを行ったと主張する場合、自分が登録選挙人であり、投票資格を持つという内容の宣誓書に署名する必要があります。その後、州、または地方自治体は投票を有効として票計算するか否かの検証を行います。無料のアクセスシステム (フリーダイヤルの電話やインターネット) により、自分の投票が無効か有効か、無効の場合はその理由も確認することができます。

仮投票の手順

仮投票の条件 [HAVA 法 302 (a) 節]:

1. 投票者が選挙人登録したことを主張し、正しい地域と投票区で投票を行う資格を持つが、登録の証明がない場合。
2. 選挙管理委員会がその人物は投票資格がないと主張する場合。

仮投票の手順 [HAVA 法 302 (a) (1-5) 節]:

1. 投票所の選挙管理委員が、この選挙について仮投票を行っても良い旨を通知します。
2. 投票者は、投票所の選挙管理委員会の目前で文書による宣誓を行った後 (選挙人名簿登録申請のための宣誓書の中の "仮投票のための宣誓")、同投票所において仮投票を行うことを許可されます。投票者は以下の内容について宣誓します:
  - a. 投票者が投票を希望する管轄地域の登録選挙人であること
  - b. この選挙で投票する資格を有すること

3. 選挙管理委員会は、仮投票を郡書記官に転送し、正式な検証を仰ぎます。
4. 郡書記官が、投票者に州選挙法に基づく投票資格があると判断した場合は、州法律に準じて投票者の仮投票は有効票として票計算されます。
5. 投票者は登録申請書（RAF）の写しと 211 番というフリーダイヤルの番号を受け取ります。投票者は自分の投票が有効票として計算されたか、無効となった場合は、その理由を確認することができます。

本ファクトシートは、情報提供のみを目的とするもので、ハワイ州選挙法や締切日の権威として使用されるものではありません。条件、および／または締切日は、法律の変更に準じて変更される可能性があります。詳細で正確な条件については、ハワイ州改正法などの情報源を確認してください。

選挙管理委員会 (Office of Elections)  
802 Lehua Avenue  
Pearl City, Hawaii 96782  
電話: 808-453-VOTE(8683)  
近隣諸島フリーダイヤル: 1-800-442-VOTE(8683)  
TTY: 808-453-6150  
近隣諸島 TTY フリーダイヤル 1-800-345-5915  
ウェブサイト: [www.hawaii.gov/elections](http://www.hawaii.gov/elections)

選挙管理委員会 - FSP0405A  
12/5/05

この文書は他の書式も用意しています。中国語、英語、あるいはフィリピン語（イロカノ語）で情報が必要な場合、特別な援助（大きな文字プリント、音声化された文書など）が必要な場合は、選挙管理委員会（453-VOTE(8683)）にお問い合わせください。